

浜松藩青山氏天龍川東領絵図と正保遠江国絵図

矢田俊文

はじめに

本稿の目的は、浜松藩青山氏天龍川東領絵図と蓬左文庫所蔵遠江国図の成立年代を確定することにある。

遠江国横須賀湊は、宝永四年（一七〇七）十月四日に起こった地震により、土地が隆起したため湊の機能が低下した。

元文四年（一七三九）十一月二十六日付横須賀湊開水についての注進書⁽¹⁾によると、横須賀湊は、大地震以前は志摩国鳥羽と伊豆国下田の真ん中にあり、横須賀城の大手の前、広小路中土井というところまで潮が満ちると大船が出入りする遠江国無双の湊であったが、海辺通りが強く揺り上げ干潟の平地になったとある。⁽²⁾

横須賀湊推定地の地質調査の成果によると、一七〇七年宝永地震に伴う隆起を示すと考えられる層相変化が、内海跡の地下数十センチメートル（標高一・一〇・四メートル前後）⁽³⁾の層準で確認されている。横須賀湊周辺の浅羽低地が地震によって土地が隆起したことは間違いないことであると思われる。

すでに、一七〇七年以前の浅羽低地をはじめとした遠江中部地域の地形推定復原図が作成され、考古学の発掘調査報告書⁽⁴⁾等で活用されているが、それは史料の根拠を明示し検討した上での復原図ではない。一七〇七年以前の遠江中部地域の地形を復原するには、一七〇七年以前の遠江中部地域の広域絵図の検討が必要である。

本稿では、蓬左文庫所蔵遠江国図と浜松市博物館所蔵浜松藩青山氏天龍川東領絵図という二つの遠江中部地域の絵図を検討することにより、一七〇七年宝永地震による地形変化以前の遠江中部地域の地形を復原するための基礎資料を確定する。

一 浜松藩青山氏天龍川東領絵図の成立年代について

本章では、浜松市博物館が所蔵する浜松藩青山氏天龍川東領絵図⁽⁵⁾の検討を行う。
本絵図の成立年代については次のような二つの理解がある。

- ① 浜松藩川東絵図は、元禄十二年(一六九九)に大中瀬村や小中瀬村などを新たに領有するのに伴って作成した絵図⁽⁶⁾。
- ② 幕府は延宝九年(一六八一年)に浜松藩領であった浜名湖西岸の五〇〇〇石を幕府直轄領とし、その替地として⁽⁷⁾天龍川東岸の村々を浜松藩に与えた。絵図は所領の組み替えに伴って藩主の青山氏が作成したもの⁽⁷⁾。

この二つの理解は、具体的な絵図の検討によって導き出されたものではない。そこで、本稿では絵図に記載された村名や石高等を検討することによって、絵図の成立年代を明らかにしたい。

図1は、浜松藩青山氏天龍川東領絵図のトレース図である。図1はおもに地名・村名・知行者に絞って文字を記載し、道程・村高等の記載は省略している。村高は、表1に掲載した。表1には、のちに考察を行う蓬左文庫所蔵遠江国図記載の石高等も合わせて掲載しているが、本章では、浜松藩青山氏天龍川東領絵図記載の村高の検討のみを行う。

表1の東領絵図の項は、浜松藩青山氏天龍川東領絵図記載の村高である。この村高と遠江国元禄郷帳⁽⁸⁾の比較をすることから始める。浜松藩青山氏天龍川東領絵図と遠江国元禄郷帳と村高が完全に一致する村は、表1の6・7・8・11・12・

14・21・30である。さらに、表1の19下大ノ郷村の正保郷帳の村高二九〇石九斗三升七合と31下大ノ郷内新田の東領絵図の村高二五石九斗八升八合を合わせた数値が19下大ノ郷村の元禄郷帳の村高三一六石九斗二升五合となるので、浜松藩青山氏天龍川東領絵図記載の村高の数値は極めて信頼のおけるものであることがわかる。下大ノ郷内新田は、図1によると塩新田と呼ばれる地域で、中島湊に注ぐ川の河口部に位置する。塩新田については、正徳四年（一七一四）六月の上・下大之郷村・塩新田村三方村と一色村との前浜境争論に関する幕府裁許状⁹によると、「塩新田村者、大野郷村地内^二而、寛永二年、村高式拾五石九斗八升□御改を請候」とあり、塩新田村は大野郷村の地内で、寛永二年（一六二五）には、村高二五石九斗八升の土地であったという。この数字と31下大ノ郷内新田の東領絵図の村高二五石九斗八升八合は一致する。

よって、浜松藩青山氏天龍川東領絵図記載の村高は浜松藩が把握した正確な村高であることがわかる。また、浜松藩青山氏天龍川東領絵図記載の石高が元禄郷帳と比較して低いことから、浜松藩青山氏天龍川東領絵図は元禄郷帳作成時期よりも早い時期に作成されたものであることが推定される。

では、浜松藩青山氏天龍川東領絵図はいつ作成されたのであろうか。図1から考えてみよう。図1には、山名郡と豊田郡の各村の知行割りが示されている。「御知行所」は浜松藩領である。浜松藩領以外は他領主・幕府代官の知行所であり、その知行主は、松平市右衛門・平野三郎右衛門・秋鹿長兵衛・本多忠左衛門・市野惣大夫である。知行主それぞれについて、図1の地域の知行開始時期と終了時期を『寛政重修諸家譜』によって見てみよう。

まず、松平市右衛門から始めよう。松平市右衛門正周は、寛文六年（一六六六）四月二十八日代官となるが、天和三年（一六八三）五月十六日遠江国中泉において死すとある。これによれば、図1は一六八三年五月十六日以前に成立したことになる。

表1 浜松藩青山氏天龍川東領絵図・正保郷帳・遠江国図等石高対照表

番号	郡名	村名	浜松藩・領主名	正保郷帳	遠江国図	東領絵図	元禄郷帳
1	豊田郡	高木村	知行所	501.644	501.000	504.247	512.047
2		松本村	知行所	109.990	109.000	118.504	120.954
3		堀内村	知行所	175.899	175.000	202.299	206.299
4		平間村	知行所	234.573	234.000	249.050	254.990
5		岡村	知行所	101.134	101.000	161.802	174.752
6		西平松村	知行所	472.360	477.000	507.302	507.302
7		中平松村	知行所	379.696	379.000	383.407	383.407
8		東平松村	知行所	218.599	218.000	243.751	245.751
9		海老嶋村	知行所	209.110	209.000	208.951	210.951
10		稗原村	知行所	114.705	114.000	127.□□□	127.947
11		大中瀬村	知行所	175.222	159.000	195.799	195.799
12		小中瀬村	知行所	159.565	159.000	165.323	166.323
13		小嶋村（相給）	知行所／ 松平市右衛門	653.114	62□.000	721.248	905.044
14		北嶋村	知行所	75.843	75.000	87.570	87.570
15		万正寺村	知行所	319.076	319.000	316.733	354.394
16		中野村	知行所	233.737	233.000	238.441	240.941
17		江口村	知行所	126.470	126.000	104.175	142.375
18		川袋村	知行所	310.040	310.000	□□□	404.940
19	山名郡	下大ノ郷村	知行所	290.937	□90.000	288.937	316.925
20		上大ノ郷村	知行所	345.897	345.000	336.419	364.579
21		南田村	知行所	65.110	65.000	65.120	65.120
22		新出村	知行所	347.143	347.000	357.219	359.719
23		東新屋村	知行所	238.809	238.000	250.860	252.860
24		和口村	知行所	156.276	156.000	315.691	317.691
25		中村流新田	知行所			115.528	
26		蛭池村	知行所	346.601	346.000	353.589	357.589
27		南嶋村（相給）	知行所／ 本多忠左衛門	471.550	190.000	252.624	473.005
28		小嶋村	知行所	293.101	293.000	307.978	309.978
29		下太村	知行所	277.355	27□.000	294.054	296.054
30		三ツ合新田村	知行所			2.581	2.581
31		下大ノ郷内新田	知行所			25.988	

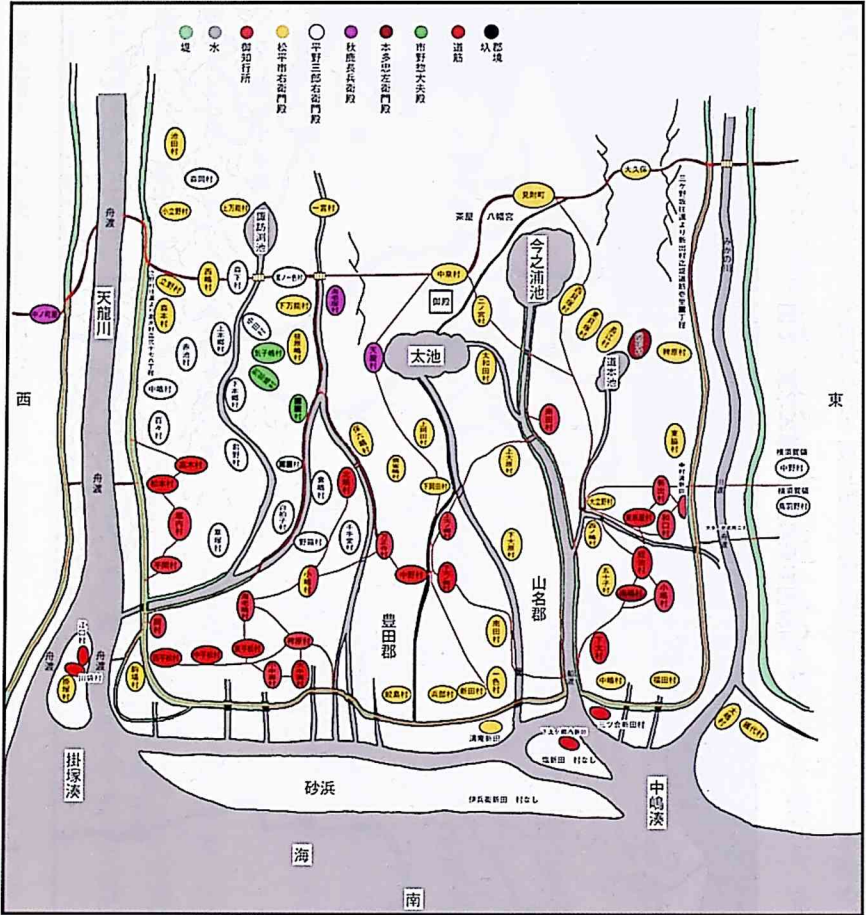


図1 浜松藩青山氏天龍川東領絵図

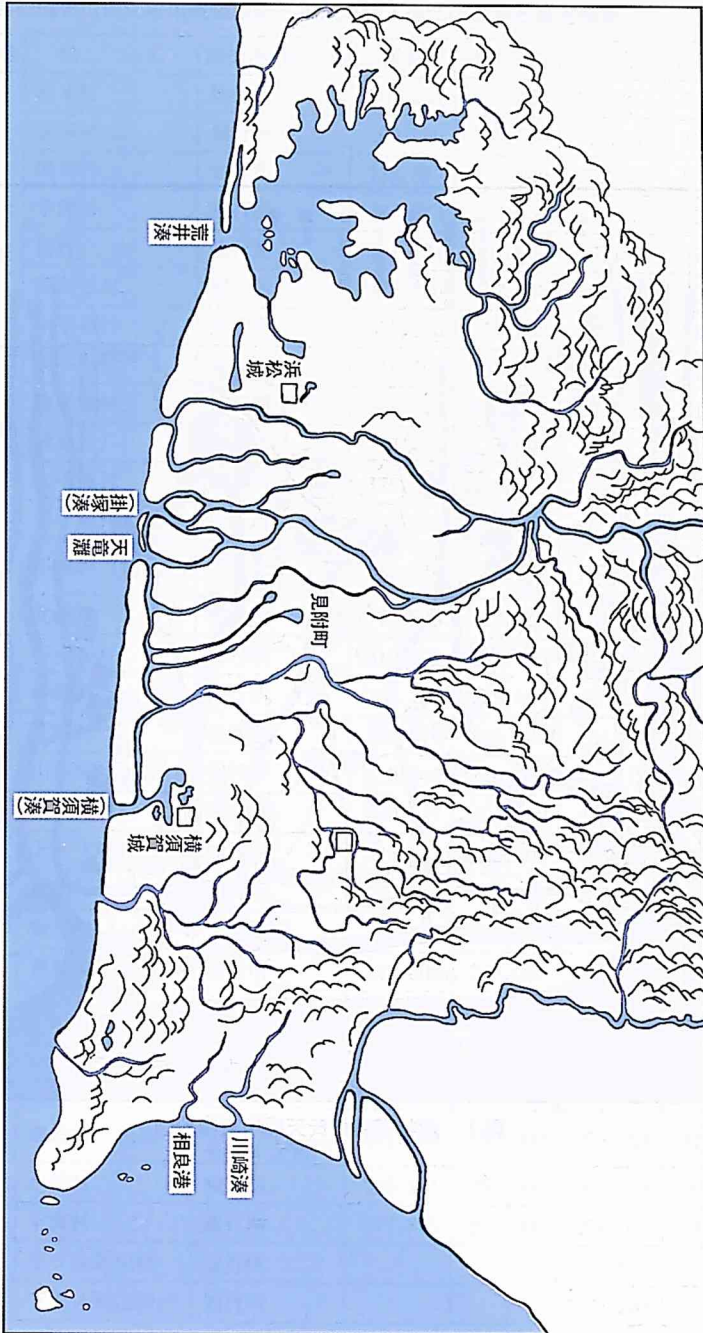


图 2 蓬左文庫所蔵正保遺江国絵図

次に平野三郎右衛門について見てみよう。平野氏は代々遠江国豊田郡加茂村向坂等の代官職を勤め、平野三郎右衛門重長は台徳院(徳川秀忠)に仕え、のち父の遺跡を継いで代官を勤めた。そののち職を辞して致仕し、元禄二年(一六八九)四月一日に没している。没年によれば、図1は一六八九年以前に成立したことになり、先に見た松平正周の情報と齟齬はない。

さらに、秋鹿長兵衛は実名道重で代官を勤め、元禄十年(一六九七)二月二十日に没している。没年によれば、図1は一六八八年以前に成立したことになり、松平正周・平野重長の情報と齟齬はない。

本多忠左衛門は延宝七年(一六七九)十二月十日、駿府の定番に転じ、遠江国山名郡・駿河国富士両郡のうち一〇〇〇石の知を加えられ、元禄元年(一六八八)二月二十八日に駿府で没している。図1・表1によると、遠江国山名郡では、歟影村と南島村が知行所で、南島村は浜松藩との相給である。この記事によれば、図1の成立時期は、一六七九年〜一六八八年の間ということになる。

市野惣大夫は実名真防で、延宝五年(一六七七)三月十九日父に代って代官となり、元禄十年(一六九七)七月職を辞し、小普請となっている。辞職年によれば、図1は一六八七年以前に成立したことになり、松平正周・平野重長・本多忠左衛門について行なった検討と齟齬はない。

以上、図1に記された知行主の履歴から成立年代を推定すると、一六七九年〜一六八三年の間ということになる。さらに、「藤原姓青山氏系譜」⁽¹⁰⁾には、延宝九年(一六八二)十二月十三日に、「遠州浜松領海別内五千石御蔵入被 仰之、同国豊田郡・山名郡之内替地被下之」とあることから、図1は替地として豊田郡・山名郡を与えられた延宝九年(一六八一)十二月十三日以後に作成されたと考えられる。

以上のことから、浜松藩青山氏天龍川東領絵図は延宝九年(一六八一)十二月十三日から天和三年(一六八三)五月十

六日の間に成立した絵図であることがわかる。

よって、浜松藩川東絵図が元禄十二年（一六九九）に大中瀬村や小中瀬村などを新たに領有するのに伴って作成したという理解は、以上のことから考えて誤りである。

二 蓬左文庫所蔵遠江国図について

本章では、蓬左文庫所蔵遠江国図の成立年代について検討する。

蓬左文庫所蔵遠江国図は、遠江国北半分と南半分の二枚の絵図からなる。法量は、北半分が二〇八・五×一三六・〇センチメートル、南半分が三四八・〇×一八五・五センチメートルである。

本絵図については、先に蓬左文庫所蔵遠江国絵図記載の郡別の石高が一致することから、一六四四年頃に作成された正保遠江国絵図であると論じたことがある。⁽¹²⁾しかし、その時は郡別の石高の検討だけであった。改めて、蓬左文庫所蔵遠江国図記載の村高と遠江国正保郷帳記載の村高との検討を行うことで、蓬左文庫所蔵遠江国図の成立年代を明らかにしたい。

遠江国十二郡

榛原郡

三万五千四百八十一石五升三合

城東郡

五万八千二百四十一石四升八合

佐野郡

二万六千三百廿七石八斗六升四合

(應)
同知郡

壹万八千八百四拾七石六升四合

山名郡

三万二千貳百五十二石二斗三升

(磐)
盤田郡

九百卅四石二斗升六升

豊田郡

三万五千八十六石八升六合

長上郡

貳万二千六百七十石七斗二升

鹿玉郡

千四百石七斗四升五合

引名佐郡

壹万貳千四百十七石三斗八升四合

(賀)
敷知郡

三万六千二百九十六石九斗七升三合

浜名郡

七百七十六石八斗壹合

惣高合式拾八万七百卅三斛四斗九升也

以上の郡別の石高・総石高は、正保郷帳⁽¹³⁾と一致する。しかし、蓬左文庫所蔵遠江国図の領主名・知行高は一致しない。蓬左文庫所蔵遠江国図の領主名・知行高と正保郷帳の領主名・知行高を表にしたものが表2である。

たとえば、蓬左文庫所蔵遠江国図の青山和泉守が遠州浜松城主となったのは、延宝六年（一六七八）八月十八日のことである⁽¹⁴⁾から、蓬左文庫所蔵遠江国図は正保国絵図そのものではない。では、蓬左文庫所蔵遠江国図は正保国絵図ではないのか。次に、蓬左文庫所蔵遠江国図記載の村高と正保郷帳の村高を比較してみよう。

表1の浜松藩青山氏天龍川東領を対象に比較してみよう。表1には、蓬左文庫所蔵

表2 蓬左文庫所蔵遠江国図・遠江正保郷帳領主名対照表

蓬左文庫領主名	蓬左文庫石高	正保郷帳領主名	正保郷帳石高
青山和泉守	40000石		
本多越前守	50000石	本多越前守	50000石
井伊伯耆守	35000石		
山口但馬守	6616石	山口但馬守	6616石606
服部 仲	2980石余	服部 中	2980石384
近藤縫殿助	3909石余	近藤縫殿助	3909石074
服部奎之助	1000石	服部奎之助	1000石237
本多 主殿	4560石余	本多内膳正	4560石734
大沢右近将監	2557石余	大沢右京亮	2557石238
井伊兵庫頭	2000石		
近藤登之助	4450石余	近藤登之助	4450石800
近藤小十郎	323石余	近藤小十郎	323石500
井上丹波守	5000石		
加々爪甲斐守	10000石	加々爪甲斐守	6550石976
太田善大夫	2000石	太田善大夫	1000石004
近藤五左衛門	3600石余	近藤五左衛門	3006石586
三井十左衛門	700石	満井市蔵	1000石
高室喜三郎	300石	高室喜三郎	300石
加々爪宇右衛門	1000石	加々爪宇右衛門	1000石
加々爪奎之助	500石	加々爪奎助	500石
太田木部	5000石		
山田十大夫	1000石	山田十大夫	1000石
酒井日向守	8100石余		
御蔵入	94217石280		

遠江国図記載の村高と正保郷帳の村高を並べている。表1によって、蓬左文庫所蔵遠江国図記載の村高と正保郷帳の村高を比較すると、まったく同じ石高の村はない。しかし、それは、蓬左文庫所蔵遠江国図の村高記載原則が、斗以下は記載しないことから来るものであって、斗以下の数値を切り離して比較すると多くの村高が一致する。村高は表1の1・2・3・4・5・7・8・9・10・12・14・15・16・17・18・20・21・22・23・24・26・28の村が一致する。19下大ノ郷村については、現状では先頭の一字分が読める状態ではないのだが、以下の九〇石の字は一致するので、正保郷帳と同様、蓬左文庫所蔵遠江国図には二九〇石と記載されていた可能性が高い。19下大ノ郷村と同様、29下太村も一字分現状では読めないが、一致している可能性が高い。表19・29の数値が一致する可能性があるとするれば、数値が一致しないのは表1の6・11・13・27の四ヶ村だけとなる。ただ明確に一致しない村が四ヶ村だけであり、残りの二ヶ村の数値が一致するのであるから、蓬左文庫所蔵遠江国図記載の村高は正保郷帳と同じであると考えるても問題なからう。

郡別の石高・総石高が正保郷帳の数値と一致すること、表1の村が正保郷帳記載の村高とほとんど一致することから、蓬左文庫所蔵遠江国図は正保国絵図の写しと考えられるのである。

おわりに

本稿で明らかになったことは以下の二点である。

- 1、浜松市博物館所蔵浜松藩青山氏東領絵図の成立年代は、延宝九年（一六八一）十二月十三日から天和三年（一六八三）五月十六日の間である。
- 2、蓬左文庫所蔵遠江国図は、遠江正保国絵図の写しである。

この二つの広域絵図の成立年代が明らかになったことにより、一七〇七年の宝永地震による地形変化以前の遠江中部地域の地形を示す資料を確定し、さらに地形復原研究のための基礎資料を確定することができた。⁽¹⁷⁾

一七〇七年の宝永地震以前の地形を示す史料は、浜松藩青山氏東領絵図・正保遠江国絵図だけではない。今後も広域絵図の検討を重ね、一七〇七年以前の遠江中部地域の地形を示す絵図の研究を進めていきたい。

(注)

- (1) 『浅羽町史 資料編2近世』、浅羽町、一九九六年
- (2) 拙稿「地震被害と摂津天王寺西浦・遠江中部低地」『中世考古学文献研究会会報』八号、二〇〇七年
- (3) 藤原治ほか「静岡県掛川市南部の横須賀湊跡に見られる一七〇七年宝永地震の痕跡」『活断層・古地震研究報告』七号、二〇〇七年
- (4) 加藤理文『元島遺跡Ⅰ（遺物・考察編1—中世—）』静岡県埋蔵文化財調査研究所、一九九九年など。
- (5) 法量は、一四〇×一二九センチメートル（竜洋町史 資料編1 原始・古代・中世・近世）磐田市、二〇〇七年
- (6) 『竜洋町史 資料編1 原始・古代・中世・近世』磐田市、二〇〇七年、執筆者は斎藤新氏。
- (7) 『改訂 図説浜松の歴史』浜松市博物館、二〇〇六年
- (8) 『静岡県史 資料編9近世1』、別冊付録郷帳、静岡県、一九九二年
- (9) 『磐田市史 史料編2近世1』、磐田市、一九九一年
- (10) 「寛政十三年藤原姓青山氏系譜」『静岡県史 資料編9近世1』静岡県、一九九二年
- (11) 請求番号図六四九、蓬左文庫の絵図目録の年代は江戸中期となっている。
- (12) 拙稿前掲「地震被害と摂津天王寺西浦・遠江中部低地」
- (13) 『静岡県史 資料編9近世1』、別冊付録郷帳、静岡県、一九九二年。同正保郷帳については静岡県立中央図書館歴史文化情報センター架蔵写真帳で点検した。
- (14) 前掲「藤原姓青山氏系譜」
- (15) 蓬左文庫所蔵遠江国図記載の村高については谷口央氏の調査報告による。未公表。図1記載の石高については筆者もあらため

て確認している。

(16) 蓬左文庫所蔵遠江国図記載の村高と延宝九年(一六八一)十二月十三日(天和三年(一六八三)五月十六日)の間に成立した浜松市博物館所蔵浜松藩青山氏東領絵図の村高(表1東領絵図の項)の数値とは一致しない。

(17) 本稿で検討した史料は、新田開発研究・中世荘園の復原等の基礎史料になる。池田荘・鎌田御厨の復原については、拙稿前掲「地震被害と撰津天王寺西浦・遠江中部低地」でも述べている。